

H27 産業労働局関係要望項目

東京都産業労働局におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしく申し上げます。

1. 発達障害のある人への職業教育を充実させ、求職活動の支援を強化してください。

(1) 特別支援学校だけでなく、普通の中学校・高校に在籍するLD等発達障害のある生徒に向けた職業教育をすすめてください。

(2) 上記の生徒たちが、在学中から実習や職業訓練を受けることによって、自分にあった職業や適性を知ることができ、就労後の職場定着にもつながります。

実習受け入れ企業を開拓し、職場体験実習事業をさらに充実させてください。

(3) 東京障害者能力開発校の職域開発科のような、発達障害・精神障害を対象とした訓練の場所を増やし、特性にあった職業訓練が受けられるようにしてください。

2. 企業に向けた障害者雇用促進のための啓発を進めてください。

(1) 障害者雇用促進の普及啓発セミナーをさらに充実させてください。また、昨年度のセミナー開催状況をお聞かせください。

(2) 職場体験実習の受け入れ企業を増やし、実習を希望する全ての人が体験できるようにご尽力ください。

(3) 長く働き続けるためには、企業と障害のある人が上手くマッチングできることが大切です。求職活動中から、マッチングのための支援を充実させてください。

(4) 職場において障害者の差別を禁止し、合理的配慮がなされるよう指導してください。

また、雇用された後に障害がわかった場合でも、適切な配慮で就労継続できるよう指導してください。

3. 発達障害のある人が安心して働き続けることのできる環境を整備してください。

(1) 職場定着のための支援やサポート体制をさらに充実させてください。

(2) 企業の中で発達障害のある人の支援に従事する専門的人材を育成できるよう、研修会やセミナーを開催して、理解啓発に努めてください。

(3) 発達障害のある人をとりまく就労支援ネットワークが整備されるよう、企業や区市町村に働きかけてください。

(4) 昨年度の発達障害のある人の雇用数をお聞かせください。発達障害は精神障害者保健福祉手帳に含まれるため、障害者雇用でのカウントにおいては精神障害となります。そのような場合に、きちんと発達障害の特性を理解しての雇用になっているかどうか、都として把握されているのかお聞かせください。

(5) 「障害者雇用促進ハンドブック」がより多くの企業や就労支援機関等で活用され、さらに障害者雇用への理解啓発がすすむよう、引き続き尽力してください。

以上